

# 高齢者・障がい者の方向け防災対策

災害が発生した場合、在宅で寝たきりの方や施設利用の高齢者、障がい者などの災害時に自ら避難することが困難な「避難行動要支援者」が被害を受けることが多々あります。妊産婦や乳幼児、外国人なども含めた「要配慮者」の方についても、災害へ備えておくことが重要です。

## ヘルプカード・ヘルプマーク

高齢者や障がいがある方などが、自分から支援を求めることが困難な時に、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるためのカード(マーク)です。普段から持ち歩く、鞆等につけるなどして持ち歩きましょう。  
ヘルプカードは、市役所受付や障がい者福祉課、長寿はつらつ課及び危機管理課の窓口、福祉の里、老人福祉センター、第二老人福祉センター、各高齢者相談センター、各高齢者いきいき広場などで配付しているほか、市ホームページからダウンロードすることもできます。



ヘルプマークは、障がい者福祉課、長寿はつらつ課、介護保険課、こども支援課、保育課、こども給付課及び危機管理室の窓口、福祉の里、保健センターで配付しています。

## その他、障がいによって備えておくこと

**視覚障がいのある方**  
白杖、点字盤、盲導犬のエサや水分

**知的障がいのある方**  
薬の処方箋の明細、医療機関のリスト

**聴覚障がいのある方**  
SOSカード(障がい者福祉課で配布)、補聴器の電池、筆記用具やメモ帳



**精神障がいのある方**  
薬の処方箋の明細、医療機関のリスト

**肢体不自由のある方**  
杖、車椅子用雨具、車椅子など補装具の定期的な点検、薬の処方箋の明細、医療機関のリスト

**難病患者・内部障がいのある方**  
薬の処方箋の明細、医療機関のリスト  
※人工呼吸器、酸素供給器等の医療器材を利用している方は、必要な医療材料(吸引チューブ、滅菌ガーゼ等)を確認し、定期的な器材の点検や予備の準備(予備バッテリーの定期充電等)をおこなしましょう。  
※オストメイトの方は、数日分の予備を準備しておきましょう。

## 災害発生時の注意点

**●大雨時に市からの避難情報を確認したら**  
市は、警戒レベルに応じて3段階の避難情報(14ページ)を発令しますが、避難に時間がかかる方は、警戒レベル3「高齢者等避難」が発令されたら避難を開始してください。

また、夜間等、市が開設する避難場所への立ち退き避難が困難な場合、近隣の安全な場所へ避難してください。  
浸水想定区域内にお住まいの方は、高い場所を、土砂災害警戒区域内にお住まいの方は、頑丈な建物かつ高い場所を、あらかじめ確認しておきましょう。その他、15ページに記載している、川の水位などの情報を収集する方法を確認しておきましょう。

**●薬の確保**  
普段使用している薬を必ず持って避難しましょう。また、医師の指示どおりに服用することを忘れないようにしましょう。



**●感染症に注意する**  
免疫力の低下によって感染症は自宅(在宅避難)や避難所のどちらにおいても注意が必要です。予防対策として、マスクの着用やうがい・手洗いをこまめに行いましょう。  
また、封を開けてから時間の経過した食品や十分に加熱されていない食品などは口にしないようにしましょう。



**●安全な避難のために**  
災害時は、普段と大きく様相が異なります。大地震の後は道路に障害物が散乱し、大雨時は道路の冠水やマンホールが外れていることもあります。できるだけ一人で行動しないようにしましょう。



## 避難行動要支援者制度

以下の要件に該当する方のうち、あらかじめ町内会などに個人情報を提供することに同意する方は、市役所に申し出ることにより、支援者を登録し、災害時における避難支援体制を整備する制度です。ただし、災害時の支援を確約するものではなく、災害の状況によっては支援できないこともあります。

制度全般の問合せは危機管理室(048-477-2502)へ、登録を希望する方で、要介護高齢者の方は長寿はつらつ課(048-424-9611)又は介護保険課(048-477-6892)へ、障がい・認知症高齢者の方は介護保険課(048-477-6892)へ、障がい者及び難病患者の方は障がい者福祉課(048-477-6891)へ申し出てください。

対象	要件
要介護高齢者	75歳以上の者のみの世帯かつ要介護1以上の者
障がい・認知症高齢者	① 障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)がA1、A2、B1、B2、C1又はC2の者 ② 認知症高齢者の日常生活自立度がIIa、IIb、IIIa、IIIb、IV又はMの者 ③ 認定調査項目「視力」が「3.目の前に置いた視力確認表の図が見える」以上の者 ④ 認定調査項目「聴力」が「1.普通」以外の者
障がい者	① 身体障がい者手帳の交付を受けている者で、等級が1級又は2級の者 ② 療育手帳の交付を受けている者で、A又はAに該当する者 ③ 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者で、等級が1級の者
難病患者	① 障害者総合支援法による支援を受けている難病患者 ② 障がい児通所支援施設に通所している難病児